

「平成26年度東京都食品衛生監視指導計画（案）」に関する意見を提出

東京都は、平成26年度東京都食品衛生監視指導計画の策定にあたり、2014年1月24日より都民・事業者から計画案についての意見を募集したので、東京都生協連は、2月10日、下記の通り意見を提出しました。

東京都福祉保健局 御中

2014年2月10日

「平成26年度東京都食品衛生監視指導計画（案）」に関する意見

東京都生活協同組合連合会

食品安全行政の充実に取り組んでおられることに心から敬意を表します。
標記の計画案について、当会の意見を述べます。

1. 「2 重点的に監視指導を実施する事項」の (1) 食中毒対策 ア. ノロウイルスによる食中毒対策 および エ. 保菌者検索事業の実施 について

食中毒の発生状況として、ノロウイルスによる食中毒が食中毒原因の1位をしめており、浜松市の学校給食でのノロウイルスによる食中毒を始め、各地で多くの患者を出しています。高齢者や子どもへの感染は被害の拡大にとどまらず重症化も懸念されます。食品事業者や施設等の衛生管理、従事者の健康管理など、ノロウイルスによる食中毒を未然に防ぐための啓発・指導を望みます。また、これまでの保菌者検索事業では腸管出血性大腸菌やサルモネラの保菌者のサーベイランスを実施していますが、今後はノロウイルスに対しても行うことを望みます。衛生面で気をつけていてもアルコール消毒では防げないノロウイルス、また浜松市の事例のようにウイルスを持っていても症状のでない「無症状病原体保有者」がいる中で、さらなる衛生管理や健康管理を求めます。

2. 「2 重点的に監視指導を実施する事項」の (1) 食中毒対策 オ 食中毒等健康危機管理の着実な実施について

2013年の年末に発覚した株式会社アクリフーズの農薬混入事件は、中国の冷凍餃子農薬混入事件を思い出させました。株式会社アクリフーズでは「農薬混入事件に関する第三者検証委員会」を設置し、食品安全管理、危機対応体制に関する抜本的な対応策について、社外有識者の方々から今回の事件を客観的・専門的な見地から検証を行うとのことです。この検証結果を東京都でも共有し、予期せぬ事故・事件（食品テロ）が起きうるとの予見性をもって、事態の再発防止や被害拡大防止の措置・指導するべきと考えます。

3. 「2 重点的に監視指導を実施する事項」の (2) 食品表示対策 について

2013年10月以降相次いで発覚したホテルやデパート、飲食店などで材料を偽装していた「食材偽装」はあるいは消費者の「優良」を求める気持ちを利用したもので消費者の信頼を大きく失墜させるものです。この事態を受けて国（食品表示等問題関係府省庁会議）は13年12月

9日に「食品表示等の適正化－『日本の食』への国内外の消費者の信頼回復に向けて－」としてまとめました。

その「まとめ」の「Ⅲ. 適正化対策の概要 3. 景品表示法の改正等 (2) 行政の監視指導体制の強化 ③都道府県の権限強化(措置命令の導入)」として「都道府県に対して、景品表示法に基づく措置命令権限を付与する」と記載されました。法制化を前提に東京都は体制整備を図るべきと考えます。

また、適正食品表示推進者育成講習会及びフォローアップ講習会のさらなる充実を求めます。

4. 「2 重点的に監視指導を実施する事項」の(4)食品中の放射性物質対策について

13年12月に開催された「福島県 消費者と生産者等の理解・交流促進事業 ふくしまの今... 風評を吹き飛ばせ! 絆で復興!! ふくしまSTYLE」に生協の仲間と参加し、生産者も消費者も被害者となってしまった原発事故による風評被害からの再生への取り組みを視察しました。

また、東京都消費者月間実行委員会が実施した「食の安全に関する消費者意識と消費行動調査」(アンケート回答数1821名)によると、約80%の消費者が新聞・テレビ・雑誌から食の安全に関わる情報を得ています。アンケートを実施した2013年秋時点でも、原発事故で被災した地域の食品を購入していない人は約26%おり、購入しない理由として安全性に不安があるが約73%と大きく占め、不安の理由としては、「検査が不十分」「検査基準が甘い」「何となく不安」と続きます。

これらを考えあわせると、一概に「風評被害」と言い切れない側面もあると感じております。

“放射性物質の検査を実施しその結果を公表することで、都民の食の安全・安心を確保”とのことですが、検査の継続とともに、その結果の見方、結果をどう判断するかなど消費者がメディアに惑わされないよう情報提供や説明することも必要と考えます。

5. 「3 一斉監視事業」について

“食中毒等の食品事故が発生しやすい夏期及び食品等の流通量が増加する歳末においては、(中略)監視指導を重点的に実施する”とありますが、病因物質別でノロウイルスが首位を占めております。文献によれば、ノロウイルス食中毒は11~3月に多く発生するとのことですが、いまして、事業者への啓発も含め9~10月にノロウイルス対策も含め一斉監視事業を重点的に実施すべきです。また、この一斉監視事業で得られた経験や知見を食品事業者だけでなく、医療施設・福祉施設や教育機関等とも共有化すべきと考えます。

6. 「4 その他の事業」の健康食品対策について

都民に対して、健康食品を適切に利用するための啓発はおおいに行う必要があります。東京消費者団体連絡センターが実施した「健康食品アンケート」(回答数555名)によると、約75%の方が健康食品を利用したことがあり、約8%の方が体の具合が悪くなった経験があるとのこと。健康食品は店頭やインターネット、テレフォンショッピングなどで手軽に購入できます。『いわゆる健康食品』は「効果や機能の表示はできない」にもかかわらず、広告・宣伝により、いかにも健康に良いものとして、手軽に大量に利用されており、また、食生活における補助的なものにもかかわらず、「サプリ依存症」の人が増えているといわれています。消費者への「健康食品」の知識啓発とあわせ、事業者への広告・販売方法等の監視強化を望みます。